

生産行程管理業務規程

作成日：平成28年 7 月21日

更新日：令和 4 年 4 月 8 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒）PARMA（PR）LARGO CALAMANDREI 1/A CAP 43121 ITALY

名称（フリガナ）：コンソルツィオ デル プロシュット ディ パルマ

代表者（管理人）の氏名及び役職：Alessandro Utini（Chairman）

ウェブサイトのアドレス：<http://www.prosciuttodiparma.com/>（イタリア語）

<http://parmaham.org/>（日本語）

2 農林水産物等の区分

区分名：第6類 畜産加工品類

区分に属する農林水産物等：食肉製品類（ハム類）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：プロシュット ディ パルマ、パルマハム、Prosciutto di Parma、Parma Ham

4 明細書の変更

明細書に変更があるときは、法第 16 条 1 項に従い、当該変更の登録を受けなければならない。
この場合、生産者団体は、当該変更に沿って、農林水産省に提出済の明細書の変更も行うものとする。

5 明細書適合性の確認

EU 規則に基づき、生産者団体は、独立機関である CSQA Certificazioni を通じて、Prosciutto di Parma の全生産行程を管理する。CSQA Certificazioni は、生産行程に関する検査・認証を行うと共に、生産者団体に関連する報告書を送付する。

特に、CSQA Certificazioni は明細書に則した生産行程を管理するために最低年 1 回は各生産者を訪問する。また、CSQA Certificazioni は、「焼印」過程を実施し、（Prosciutto di Parma のスライスパックの）各スライシング及びパッケージ過程を監督するために各生産者を訪問する。

養豚農家、食肉処理業者、加工業者及びスライスパック業者は、明細書に定められた方法に従って生産を行っていることについて、CSQA Certificazioni による認証及び検査を受ける。

6 明細書適合性の指導

ハムが明細書に従い生産されていないとき又はハムに品質上の問題があるときは、CSQA Certificazioni は、当該製品に王冠マークの焼印を付さず、当該ハムを「Prosciutto di Parma」として販売することを禁止する。もし生産者が従わない場合は、生産者団体は、その生産者を生産者団体から除名することができるものとする。

7 地理的表示等の使用の確認

- (1) 生産者団体は、生産者に対して、日本へ輸出されるハムへの地理的表示及び登録標章の使用についての指導を行い、地理的表示及び登録標章が、骨付き及び骨抜き済の Prosciutto di Parma のラベルに適正に付されていることも管理する。生産者団体は、そのようなラベルが骨付き及び骨抜き済の Prosciutto di Parma に適正に付されていることを確認するために最低年 1 回は各生産者を訪問し、もし骨付き又は骨抜き済の Prosciutto di Parma に関し疑わしいケースが生じた場合は、生産者団体は随時現地調査を行う。

明細書適合性の検査の際、CSQA Certificazioni は、地理的表示及び登録標章が、日本へ輸出される Prosciutto di Parma のスライスパックのラベルに適正に付されていることを確認する。また、もしスライスパックの Prosciutto di Parma に関し疑わしいケースが生じた場合は、CSQA Certificazioni は随時現地調査を行う。

- (2) CSQA Certificazioni は、(1) の確認を行う際に、ハムが以下のハムにあたらないことを確認する。

- ①明細書で示されている基準を満たしていないにもかかわらず、地理的表示である「Prosciutto di Parma」又は登録標章を使用しているハム
- ②地理的表示である「Prosciutto di Parma」のみ使用されているハム
- ③登録標章のみ使用されているハム
- ④地理的表示又は登録標章と類似の表示が使用されているハム

- (3) 生産者団体は、(1) の確認を行う際に、ハムが以下のハムにあたらないことを確認する。

- ①明細書で示されている基準を満たしていないにもかかわらず、地理的表示である「Prosciutto di Parma」又は登録標章を使用している骨付き又は骨抜き済のハム
- ②地理的表示である「Prosciutto di Parma」のみ使用されている骨付き又は骨抜き済のハム
- ③登録標章のみ使用されている骨付き又は骨抜き済のハム
- ④地理的表示又は登録標章と類似の表示が使用されている骨付き又は骨抜き済のハム

8 地理的表示等の使用の指導

CSQA Certificazioni 又は生産者団体は、日本輸出向けの Prosciutto di Parma に関する 7 (1) の確認を行う際に、以下の場合に該当するものを確認したときは、そのラベルを許諾せず、当該ハムを「Prosciutto di Parma」として販売することを禁止する。もしその生産者が従わない場合は、生産者団体は、その生産者を生産者団体から除名することができるものとする。

- ①明細書に従っていないハムであるにもかかわらず地理的表示である「Prosciutto di Parma」又は登録標章を使用している場合
- ②地理的表示である「Prosciutto di Parma」のみ使用している場合
- ③登録標章のみ使用している場合
- ④地理的表示又は登録標章と類似の表示が使用されている場合

9 実績報告書の作成等

生産者団体は、1 月 1 日から 12 月 31 日までを一年度として、年度終了後 6 か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添 5 「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
 - ①Prosciutto di Parma のスライスパックのラベル上での地理的表示の使用に関して、CSQA Certificazioni が作成した検査記録 (リスト)

②骨付き及び骨抜き済の Prosciutto di Parma のラベル上での地理的表示の使用に関して、生産者団体が作成した検査記録（リスト）

（３）提出時における最新の明細書

（４）提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

生産者団体は、前記 9（２）において提出した資料に加えて以下の書類を、生産者団体の事務所（PARMA (PR) LARGO CALAMANDREI 1/A CAP 43121 ITALY 所在）に、その提出の日から 5 年間、保存するものとする。

① 7（１）で CSQA Certificazioni が作成した検査記録

② 7（１）で生産者団体が作成した検査記録

11 連絡先

宛名：コンソルツィオ デル プロシュット ディ パルマ

住所：Largo Pietro Calamandrei 1/A - 23121 - Parma, Italy

担当者の氏名及び役職：Simone Calzi（イタリア弁護士）

電子メールアドレス：simone.calzi@prosciuttodiparma.com

日本における連絡先

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]